



「チョイソコがうら」 スポンサー制度のご案内

1. 「チョイソコがうら」について

(1) 本事業は、袖ケ浦市総合計画及び第2期袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられ、千葉トヨタ自動車株式会社を事業運営主体として、外出することによる健康づくりや地域内の移動によるまちの賑わいを創出し、可能な限り住み慣れた地域で「安心して暮らせるまち」を目指した乗り合い送迎サービスの実証実験を行うものです。

デマンド型乗り合いサービス「チョイソコがうら」は袖ケ浦市全域において、スポンサー各社様のもと、会員「以下（以下に定義するもの）」を自宅近くのごみステーションや公園を出発地（帰りは目的地）として、商店・病院・銀行等の目的地（帰りは出発地）へ運送するサービス（以下「本サービス」）です。「チョイソコがうら」は、千葉トヨタ自動車株式会社、房総タクシー株式会社、袖ケ浦市の三者の官民連携事業であり、株式会社アイシン、株式会社千葉銀行、損害保険ジャパン株式会社が協力企業として運営しています。運行につきましては、房総タクシー株式会社が行います。

(2) 運行において、房総タクシー株式会社は、会員の希望に応じて、スポンサー様（停留所の提供を希望しないスポンサー様を除く）の営業所・店舗・公共施設等（以下「営業所等」）に所在する停留所に運送します。ただし、会員のスポンサー様の営業所等への立ち寄りまたは利用を保証するものではありません。

(3) 本サービスの円滑な運営のため、停留所の設置および維持管理を行い、また、本サービスの目的に適合する範囲において、スポンサー様の希望に応じて、別に定める方法で、スポンサー様の広告宣伝を会員に告知します。

2. スポンサー制度について

「チョイソコがうら」は地元の企業・団体の皆様と共に袖ケ浦市を支える取組です。

(1) 地域活性化への貢献

①地域課題の解決につながる

・公共交通の課題や高齢者の外出機会創出による健康増進、経済活動活性化など

②「地元のために何かをしたい」をカタチにする

③チョイソコ事業の持続

(2) 広告宣伝など（スポンサー様のご紹介）

①チョイソコ車両への企業名掲載

②会報誌又は停留所マップへの企業広告

③袖ケ浦市ホームページでの企業名掲載

④スポンサー認定書発行

⑤停留所の設置 ※停留所の設置については、袖ケ浦市公共交通会議での承認が必要

3. スポンサープランのご案内

スポンサー様の月額協賛金、特典は下記の通りです。
※スポンサー契約期間は、2024年10月から2025年3月までとなります。
また、お支払い方法・詳細は 6. に記載

プラン名称	金額(月額)	特典等
プラチナ	税込 33,000円	・チョイソコ車両への企業名（ロゴ）掲載（大：120×600mm） ・チョイソコ通信又はパンフレットへの企業広告（大） ・袖ヶ浦市ホームページでの企業名（ロゴ）掲載（大） ・停留所の設置（任意）※停留所の設置については、袖ヶ浦市公共交通会議での承認が必要 ・スポンサー認定書の発行
ゴールド	税込 11,000円	・チョイソコ車両への企業名（ロゴ）掲載（中：80×300mm） ・チョイソコ通信又はパンフレットへの企業広告（中） ・袖ヶ浦市ホームページでの企業名（ロゴ）掲載（中） ・停留所の設置（任意）※停留所の設置については、袖ヶ浦市公共交通会議での承認が必要 ・スポンサー認定書の発行
シルバー	税込 5,500円	・袖ヶ浦市ホームページでの企業名（ロゴ）掲載（中） ・停留所の設置（任意）※停留所の設置については、袖ヶ浦市公共交通会議での承認が必要 ・スポンサー認定書の発行
ブロンズ	税込 1,100円	・袖ヶ浦市ホームページでの企業名（ロゴ）掲載（小） ・停留所の設置（任意）※停留所の設置については、袖ヶ浦市公共交通会議での承認が必要

4. スポンサー様によるご協力

スポンサー様には、以下のとおり運行にご協力くださいますよう、お願いいたします。

- ①通行、会員の乗降および待機に支障のない場所を、停留所としてご提供ください。ただし、停留所の提供を希望しないスポンサー様については、この限りではありません。
- ②当社が提供する停留所の表示を掲示し、または設置することにご協力下さい。
- ③スポンサー様の営業所等に、本サービスの利用申込書・資料等を備え置き、顧客からの問い合わせがあれば、チョイソコセンターのご連絡先をご案内下さい。
- ④スポンサー様の停留所において、会員の体調不良、事故、その他緊急的な事態を確認された時は、チョイソコセンターへお知らせ願います。
- ⑤スポンサー様の営業所等の従業員等、本サービスに関わる可能性のある方々に、スポンサー様にご協力頂く内容をご周知願います。
- ⑥本サービスについての利用者のお声を袖ヶ浦市及び、チョイソコがうら事務局へお聞かせください。

5. スポンサー契約条件

スポンサーとなることができる方は、市民の皆様が「安心して暮らせるまち」を目指した本事業にご賛同いただき、協賛金をご負担いただける法人／個人事業者、協会／組合が対象となります。ただし、次に該当する場合はスポンサーとなることができません

- ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定める風俗営業、またはこれに類似するものに係る業種・事業者
- ②消費者金融および高利貸しに係る業種・事業者
- ③債権の取立て、示談の引受け等に係る業種・事業者
- ④ギャンブル（宝くじを除く）に係る業種・事業者
- ⑤法令等に定めのない医療に従事する行為に係る業種・事業者
- ⑥破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続その他の倒産手続の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けている事業者
- ⑦暴力団等、反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力との関係があると疑われる業種・事業者

- ⑧法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく業を行う事業者
- ⑨各種法令に違反している事業者
- ⑩前各号の他、適当でないと判断するもの

5. 前提条件および終了等

- ①運行の実施および継続は、監督官庁、自治体、業界団体、その他の機関の許認可および承諾を得られること、および法令遵守の対応ができていることを条件とします。
- ②運行は、袖ヶ浦市又は事業運営主体者又は、運行主体者の判断により中止し、または実証実験期間満了前に終了することがあります。
- ③運行を中止又は終了した場合は、袖ヶ浦市ホームページにてお知らせ致します。

6. スポンサー募集期間・スポンサー料および支払い条件

< スポンサー募集期間 >

- ・ 2024年10月1日から2025年3月末日

※募集は期間中随時

※2025年4月以降、スポンサー制度内容（特典含む）見直し予定

< スポンサー料 >

- ・ 3. に記載する料金プラン表にもとづき、両者で合意した料金

※料金算出方法：スポンサー加入申込書受領月の翌月1日から2025年3月末日までの月数分

< 支払い条件 >

- ・ スポンサー特典として「スポンサー料」を以下の通りいただきます。また、前記3. に定める協力を行うにあたってスポンサー様に生じた費用は、スポンサー様でご負担下さい。

●支払い方法：スポンサー期間料金一括振込

●振込期日： スポンサー加入申込書受領月の翌月末

●振込先： 千葉銀行 本店 普通 4 1 1 2 9 6 0
口座名義 千葉トヨタ自動車株式会社

7. 秘密保持および個人情報の保護

- ・ スポンサー様は、スポンサーとなることの検討および運行にあたり、当社が秘密である旨明示の上開示した営業上・技術上の情報を、当社の事前の同意なく第三者に開示しないものとします。また、スポンサー様が個人情報を知り得た場合、法令に則り適正に取り扱うものとします。

8. 責任の制限

- ・ 本サービスの運行管理は、旅客自動車運送事業者が行います。旅客自動車運送事業者の故意または過失によりスポンサー様が損害を被った場合、当社の故意または過失によらずにスポンサー様が被害を被った場合、または前記5. ①に定める前提条件の不成就もしくは同②に定める運行の中止・終了によりスポンサー様が損害を被った場合、当社は、スポンサー様に対して何らの責任を負いません。

9. スポンサー契約の終了

スポンサー様のご希望で実証実験（運行）期間中にスポンサー契約を終了されたい場合、契約を終了する予定月の前々月末までに下記事務局まで「チョイソコ解約書」をFAXまたはメールにてご送付ください。スポンサー契約の終了をお申込まいただいた場合、終了月の前月末にスポンサー契約の終了の手続（以下「終了手続」）を行います。（終了手続が行われた月を、以下「終了手続の月」）

終了手続の月の翌月より、スポンサー料を月割りで計算し返金とさせていただきます。また、スポンサー様が提供した停留所は、継続となりますが広告表示は廃止となり、スポンサー契約も終了します。

【事務局窓口】 千葉トヨタ自動車株式会社 営業支援部 営業推進課
担当：平野・阪田
TEL 043-370-3414 FAX 043-242-6949
メール choisoko@chibatoyota.co.jp

袖ヶ浦市 企画政策部 企画政策課
TEL 0438-62-2327 FAX 0438-62-3034